

- 協働まちづくり条例骨子案
パブリックコメントの結果(2面)
- みんなの健康(3面)
- 個人住民税が変わります(4・5面)
- ざまインフォメーション(6・7面)
- 新しい市議会役員・助役の紹介(8面)



芸術・文化の秋



目ごろの成果を一堂に!

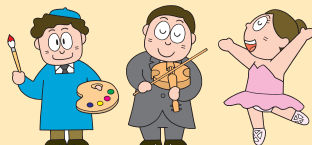
市では、市民の皆さんが目ごろ取り組んでいる学習や文化・芸術活動などを発表する催しとして、北・東地区文化センターや青少年センターなどを会場に文化祭を開催します。地域の交流を深める場として、また、新たな活動を始めためのきっかけの場として、毎年多くの人でにぎわうこれらの催しは、舞台での発表や芸術作品の展示、料理サークルなどによる模擬店など、子どもからお年寄りまで楽しむことができるものばかりです。

このほかにも、ハーモニーホール座間を会場に、市内の小学校に通う児童たちの作品を展示する児童文化展や、市民芸術祭・市民音楽祭も開催されます。

この秋、市内各所で開催されるこれらの催し会場に足を運んで、芸術や文化を身近に感じてみてはいかがでしょうか。



10/27(金) ~ 10/29(日)



北・東地区文化センター文化祭

北・東地区文化センターでは、1年間の芸術・文化活動の成果を発表する「地区文化祭」を開催します。当日は、両センターで活動するサークルや団体による催しや展示のほか、各種模擬店も出店しますので、皆さんお誘い合わせの上ご来場ください。

担当 北地区文化センター ☎042(747)3361 FAX042(747)8542
東地区文化センター ☎046(253)0781 FAX046(253)0789

北地区文化センター

区分	とき	内容
催し物	10月27日(金) 午前9時~午後9時	婦人の体操、洋裁ファッションショー、ナイトコンサート
	10月28日(土) 午前9時~午後9時	民族舞踊、太極拳、合唱、おはなし会、社交ダンス
	10月29日(日) 午前9時~午後4時	子どもの体操、合唱、箏曲、弦楽アンサンブル、民謡、人形劇、クラフト
展示	10月27日(金)~29日(日) 午前9時~午後4時	俳句、短歌、川柳、詩、絵画、版画、彫塑、書道、写真、手工芸、生け花

東地区文化センター

区分	とき	内容
催し物	10月27日(金) 午前9時30分~午後8時	健康体操、エアロビクス、自きょう術、カラオケ大会、ジャズコンサート、お茶会、手すきはがき実演・販売
	10月28日(土) 午前9時~午後9時30分	和太鼓、手話、女声合唱、太極拳、健康体操、男声合唱、社交ダンスパーティー、はた織り体験、学習相談、廃油石けん配布
	10月29日(日) 午前9時30分~午後3時	気功、フォークダンス、ウクレレ、女声合唱、はた織り体験
展示	10月27日(金)~29日(日) 午前9時~午後4時	俳句、短歌、川柳、詩、絵画、版画、彫塑、書道、写真、手工芸、団体・サークル活動発表

◆市民芸術祭

秋も深まる中、いよいよ市民芸術祭が開催されます。11月上旬に開催される内容は下表のとおりです。皆さんお誘い合わせの上、ご来場ください。

内容	とき	ところ
絵画展	11月2日(木)~5日(日) 午前9時30分~午後5時 (2日は午後1時から。最終日は午後4時まで)	ハーモニーホール座間 (市民文化会館)ギャラリー
茶会 ※市茶道連盟創立 30周年記念茶会	11月3日(金) 午前10時~ ※午後3時終了予定	ハーモニーホール座間 (市民文化会館)2階大・小和室
民謡大会	11月12日(日) 午前9時30分~午後6時	ハーモニーホール座間 (市民文化会館)小ホール

◆市民音楽祭演奏の部

音楽でめぐるドナウ紀行~モーツァルト生誕250年を祝って

- とき 11月3日(金) 開場午後0時15分、開演午後0時45分
- ところ ハーモニーホール座間(市民文化会館)大ホール
- 内容 市演奏家連盟による演奏
第一部:モーツァルト・プログラム
第二部:ドナウ紀行
第三部:アンサンブルの楽しみ

○入場 自由

担当 生涯学習推進課 ☎046(252)8476 FAX046(252)4311



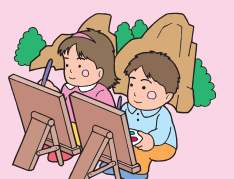
・展(サークル発表会)

- とき 10月21日(土)午後1時~5時、22日(日)午前9時~午後2時
- ところ 青少年センター
- 内容 同センター利用サークルによる展示(書道、絵画、ちぎり絵、七宝焼き、生け花ほか)、同センター利用サークルによる発表(武道、音楽、ダンス、人形劇、コーラスほか)、模擬店(22日のみ)
- 入場 自由
※駐車場が狭いので、徒歩や自転車などでお越しください。
- 担当 青少年センター
☎046(253)8411 FAX046(259)2163



市児童文化展

- とき 11月2日(木)~5日(日)午前9時~午後5時(5日は午後4時まで)
- ところ ハーモニーホール座間(市民文化会館)小ホール
- 内容 市内小学校児童による、絵画、工作、書道作品の展示
- 入場 自由
- 担当 生涯学習推進課
☎046(252)8476 FAX046(252)4311



中小企業退職金共済制度にご加入を

中小企業退職金共済制度は、退職金制度を持つことが困難な中小企業であっても、従業員に大企業並みの退職金を支払うことができるようにすることを目的に、法律で定められた安全な社外積み立て型の退職金制度です。

まだ未加入の事業所は、ぜひ加入をご検討ください。

特徴

- 掛け金を納めるだけで手軽に退職金制度を設けることができます。
- 掛け金の一部を国と市が一定期間補助します。
- 掛け金は税法上、全額損金および必要経費として非課税になります。
- パートの方も月額2000円から加入できます。

対象

- 資本金3億円以下または、従業員300人以下の中小企業事業主

○問い合わせ先 中小企業退職金共済事業本部相談コーナー ☎03(3436)4351

担当 商工観光課 ☎046(252)7604 FAX046(255)3550

協働まちづくり条例骨子案にご意見・ご提案 ありがとうございました！

～パブリックコメント実施結果



7月1日から31日まで、「協働まちづくり条例骨子案」に対する意見を募集したところ、7人の方から26件の意見や提案をいただきました。このたび、寄せられた意見や提案の概要とそれに対する考え方をまとめ、市ホームページに掲載しました。また、各出張所やコミュニティセンターでも閲覧できるようにしましたので、ぜひご覧ください。

なお、座間市市民参加まちづくり条例策定懇話会では、市民の皆さんからいただいた貴重な意見や提案を踏まえ「提言書」をまとめ、市長に提出する予定です。

担当

協働まちづくり課

☎046(252)8237 FAX046(255)3550

座間市国民保護計画素案にご意見を

～パブリックコメント募集

市では、市民の皆さんに座間市国民保護計画素案についての意見を募集します。市国民保護計画は、平成16年9月に施行された「国民保護法」に基づき、武力攻撃事態などから、市民の皆さんの生命、身体、財産を保護し、武力攻撃による生活や経済に及ぼす影響が最小限になるようにすることを目的とし、有事における市民の皆さんの避難や救援方法、事前に備えておくべき物資や必要な訓練などを取り決めるものです。今回は、座間市国民保護協議会に諮問し作成した素案に対して、市民の皆さんから広く意見を求めます。素案は、市役所1階市民情報コーナー、2階安全対策課、各出張所窓口にて備えてあるほか、市ホームページでも閲覧できます。また、それぞれの場所で意見の記入と提出もできます。

なお、意見に対する個別の回答はしませんが、集まった意見の概要と意見に対する市の考え方をまとめ、市ホームページなどで公表させていただきます。

○意見の提出方法

件名「座間市国民保護計画素案について」と住所・氏名（在勤者にあつては事業所名・所在地）を明記し、下記提出先に郵送、ファクス、電子メールで提出または持参
※意見については簡潔に記載してください。

○提出先

〒228-8566市役所安全対策課 ☎046(252)7773

電子メール kokumin@city.zama.kanagawa.jp

○提出期限 10月30日（月）（当日消印有効）

※意見を提出できるのは、市内在住・在勤・在学者に限ります。

※電話での意見は、受け付けできません。

※この案件以外の意見は、受け付けません。

担当 安全対策課 ☎046(252)7395 FAX046(252)7773



ぼくの家を建築中

「自分の責任で自由に遊ぼう」をモットーに結成された「座間にプレイパークを作る会」（嶋村貴啓会長）。昨年、テスト的に芹沢公園で遊びの場を設けたところ、約三百人の親子が集まった。

座間に遊びの場を



本格的にスタートさせた今年も、ほぼ同人数がターザンロープや、昔ながらの遊び「を楽しんだ。同会の設立目的は、子どもが自然の中で自分のやりたい遊びを、自由に、伸び伸びと遊べる場、つまりプレイパークを座間に作ること。

このプレイパークでは、既存の遊具も、禁止事項もない。「大人がルールを決めてやるのではなく、子ども同士でルールを作ってやる」（嶋村会長）ことにより、自立性、発想力を身に着けさせようというもの。自分の力で工夫しながら遊ぶことができるからだ。

最近の子供は協調性や思いやりなどに欠けていると言われる。そうしたことも、年齢や体力の違う子と一緒に遊ぶことで、いろいろと違った感覚を吸収しながら、自然に養うことができる。

二回開かれたこの遊びの集い、単発的なイベントに終わらせたくないのが同会の意向。嶋村会長は言う「五年後ぐらいには座間に常設のプレイパークができて、そこに行けばいつでも好きに遊べるようにしたい。この活動に賛同する人がいたら、協力して欲しいですね」と。

【連絡先】☎090(2656)2943 (田坂)

スカイアリーナ座間

第3期スポーツ教室



【市内在住者】

○申込方法 往復はがきの往信用裏面に教室名、保育希望の有・無、氏名（フリガナ）、年齢（学年）、住所、電話番号、親子体操の申し込みまたは保育希望者は子どもの氏名・年齢を、返信用表面に住所、氏名、郵便番号を記入の上、10月29日（日）までの消印で〒228-0011相武台1-5971スカイアリーナ座間スポーツ事業班あて郵送（多数抽選：抽選結果は11月中旬に通知）

※申し込みは、はがき1枚につき一人とします。

※エアロビクスおよびビギナーエアロビクスは受講希望者が多いため、申し込みは一人につきいずれかの1教室とします。

※フィットネスヨガは受講希望者が多いため、申し込みは一人につきA班・B班どちらか1教室とします。

【市外在住者】

○申込方法 11月15日（水）から申し込み受け付け。午前9時30分から午後5時までに受講料を添え直接窓口へ（電話予約可。ただし1週間以内に窓口で手続きを）。市内在住者のみで定員に達した教室はキャンセル待ちになります。

担当

市民体育館 ☎046(255)0077 FAX046(255)1188

教室名	と き (平成19年)	対 象	定 員	受講料	保育	
親子体操	1月10日～3月14日毎週水曜日 (全10回)	午前10時～11時30分	3歳以上の未就学児と保護者	32組	5000円	○
エアロビクス	1月10日～3月14日毎週水曜日 (全10回)	午前10時～11時	18歳以上	100人	4000円	○
ビギナー エアロビクス	夜間 A班	1月10日～3月14日毎週水曜日 (全10回)	午後7時～8時	各100人	各4000円	○
	B班	1月11日～3月15日毎週木曜日 (全10回)	午前9時25分～10時25分 午前10時50分～11時50分			
バドミントン総合	1月11日～3月15日毎週木曜日 (全10回)	午前9時45分～11時45分	18歳以上	60人	6000円	×
健康体操	1月12日～3月16日毎週金曜日 (全10回)	午前10時～11時30分	18歳以上	70人	4500円	×
気 功	1月12日～3月16日毎週金曜日 (全10回)	午前10時～11時30分	18歳以上	60人	4500円	×
フィットネス ヨガ	A班	1月16日～3月27日毎週火曜日 (全10回)	午前10時～11時30分	各60人	各4000円	×
	B班	※2月13日を除く	午後1時～2時30分			
トランポリン	1月27日～3月3日毎週土曜日 (全5回) ※2月10日を除く	午前10時～11時30分	小学生	30人	2500円	×

※保育は、対象が2歳以上の未就学児で、定員が各20人（多数抽選）、保育料が一人1500円です。



みんなの健康



担当 保健医療課 予防医療係 ☎046(252)7213 保健係 ☎046(252)7225 FAX046(252)7043

ポリオ（急性灰白髄炎）

予

対象	と き	
	1日～15日生まれ	16日～末日生まれ
8月生まれ		10月16日（月）
7月生まれ	10月18日（水）	10月19日（木）
5・8月生まれ	10月25日（水）	
1月生まれ	10月26日（木）	10月27日（金）
2月生まれ	10月30日（月）	10月31日（火）

▽受付時間＝午後1時15分～2時15分（時間厳守）
▽ところ＝市民健康センター▽対象＝3カ月～7歳6カ月未満（なるべく1歳6カ月までに）※指定日厳守

要介護高齢者介護手当支給事業が変更に

市では、介護保険法における要介護状態区分4または5と認定された65歳以上の高齢者を、基準日（申請日の属する月の3カ月前の初日）まで1年以上継続して在宅で介護している介護者に、1世帯につき年額10万円の介護手当を支給しますので、次の要件をすべて満たしている場合は担当に申請してください。



【支給要件】

- ・要介護者が、基準日からさかのぼって1年間のうち入院期間が90日を超えないこと
- ・要介護者が、基準日において過去1年間、介護サービス（年間7日以内のショートステイの利用を除く）を受けなかったこと
- ・要介護者および支給対象者の世帯全員が、地方税法の規定による市民税非課税世帯であること
- ・支給対象者が、要介護者を主として介護していること
- ・支給対象者が、要介護者と生計を同じくしていること
- ・要介護者および支給対象者が申請日において、市内に1年以上居住していること

担当 長寿介護課
☎046(252)7127 FAX046(252)8238

BCG接種

予

▽とき＝10月20日（金）、23日（月）午後1時15分～2時15分受け付け（時間厳守）
▽ところ＝市民健康センター▽対象＝平成18年7月生まれ（対象者には個人通知をします）

1歳児歯っぴいバースデー（むし歯予防）教室

保

▽とき＝11月13日（月）午前9時30分～9時45分受け付け▽ところ＝市民健康センター▽内容＝むし歯予防について▽対象＝1歳～1歳1カ月児（第1子に限る）
▽定員＝先着30人▽持ち物＝母子健康手帳、歯ブラシ、コップ▽申込方法＝電話予約

胃・大腸がん検診

保

▽とき＝11月1日（水）▽ところ＝市民館▽申込方法は10月24日（火）までに電話予約

検診	対象	受付時間	料金
胃	40歳以上 （平成18年4月1日現在）	午前8時45分～11時	1000円
大腸			500円

救急診療

※電話をかける場合は番号をお確かめの上、お間違のないように！

予

◆休日（日曜日・祝日）昼間

診療科目	電話番号	診療場所	受付時間
小児科（外科系を除く）	☎046(255)9933	休日急患センター （市民健康センター1階）	午前9時～11時45分、午後2時～4時45分
内科	☎046(252)9090		午前9時～11時45分、午後2時～4時30分
歯科	☎046(252)8217		午前9時～11時30分、午後1時30分～4時30分
耳鼻咽喉科	☎042(756)9000	相模原南メディカルセンター（相模原市相模大野）	午前9時～11時30分、午後1時30分～4時30分
外科・婦人科・眼科	☎046(251)0119	消防テレホンサービス（左記）でご確認ください。	午前9時～正午、午後2時～5時（診療時間）

◆夜間

診療科目	電話番号	診療場所	受付時間
小児科（外科系を除く）	☎046(255)9933	休日急患センター （市民健康センター1階）	月曜～金曜日：午後7時～9時45分
内科	☎046(252)9090		土曜・日曜日、祝日：午後6時～9時45分
外科	☎046(251)0119		午後6時～10時（診療時間）

◆深夜

診療科目	電話番号	診療場所	診療時間
小児科（外科系を除く）	☎046(255)9933	小児救急情報センター（左記）でご確認ください。	午後10時～翌朝午前7時（重病の場合は午前8時）
内科・外科	☎046(251)0119		消防テレホンサービス（左記）でご確認ください。

※聴覚障害者専用問い合わせ先 ☎046(251)5263

健康なまちづくり コーナー

◆市民健康マラソン大会◆

- とき 12月3日（日）午前9時開会（午前8時～8時50分受け付け）
※小雨決行（予備日12月10日（日））
- 集合場所 栗原遊水地テニスコート（車は市役所駐車場に。徒歩5分）
- 種目（対象） ①ファミリーコース＝1.5キロメートル（小学生低学年、一般）②ひまわりコース＝2キロメートル（小学生高学年、一般）③チャンピオンコース＝3キロメートル（中学生以上）

- スタート時間 ①午前9時30分②午前10時③午前10時30分

- 参加資格 小学生以上の市内在住・在勤・在学者
- 定員 1000人（先着順）
- 申込方法 所定の用紙に必要事項を記入の上、11月17日（金）までに〒228-8566市教育委員会スポーツ課内「市民健康マラソン大会実行委員会事務局」あて郵送または持参（各出張所、市民館、北・東地区文化センターにも提出可）

※中止などの問い合わせは、当日午前6時30分から7時30分までに電話で担当へ。競技終了後には、温かいうどん（無料）を用意しています。

担当 スポーツ課
☎046(252)8177 FAX046(252)4311



◆医師によるヘルスセミナー◆

- とき 11月15日（水）午後1時30分～3時
- ところ 市民健康センター
- 内容 医師による肝炎などの肝臓病についての講話
- 対象 40歳以上
- 定員 60人（先着順）
- 参加費 無料
- 持ち物 筆記用具、健康手帳（お持ちでない方には当日発行します）
- 申込方法 11月14日（火）までに電話で担当へ

担当 保健医療課
☎046(252)7225 FAX046(252)7043



◆「WE LOVE ZAMA!健康体操」で運動習慣を身に付けませんか?◆

「WE LOVE ZAMA!」に合わせた健康体操を指導します。当日は、この体操を考案した元NHKテレビ体操出演者の藤元直美さんを講師に迎えます。皆さんもこの健康体操で運動習慣を身に付けて、日ごろの健康づくりに役立てましょう。

- とき 11月11日（土）午前9時30分～11時30分
- ところ スカイアリーナ座間（市民体育館）1階中体育室
- 定員 60人（先着順）



- 参加費 無料
- 持ち物 上履き、タオル、筆記用具、飲み物
- 申込方法 11月10日（金）までに直接または電話、ファクス、電子メールで、住所、氏名、年齢、電話番号を担当へ

※定員に満たない場合は、当日も受け付けます。
※健康体操のマニュアルビデオを200円で健康づくり課または各出張所で販売しています。また当日、受付でも販売します。

担当 健康づくり課
☎046(252)7995 FAX046(255)3550
電子メール healthy@city.zama.kanagawa.jp

◆腰痛予防講座◆

- とき 11月11日（土）午前10時～11時30分（午前9時30分開場）
- ところ スカイアリーナ座間（市民体育館）2階武道室
- 内容 腰痛の解消法と予防のための実技講座
- 対象 18歳以上
- 定員 50人（先着順）
- 受講料 500円
- 持ち物 動きやすい服装、タオル、バスタオル
- 申込方法 11月10日（金）までに電話または受講料を添えて担当へ

※現金の取り扱い後は午後5時まで。電話予約の場合は、申し込み後1週間以内に手続きを。なお、定員に満たない場合は、当日も受け付けます。

担当 市民体育館
☎046(255)0077 FAX046(255)1188



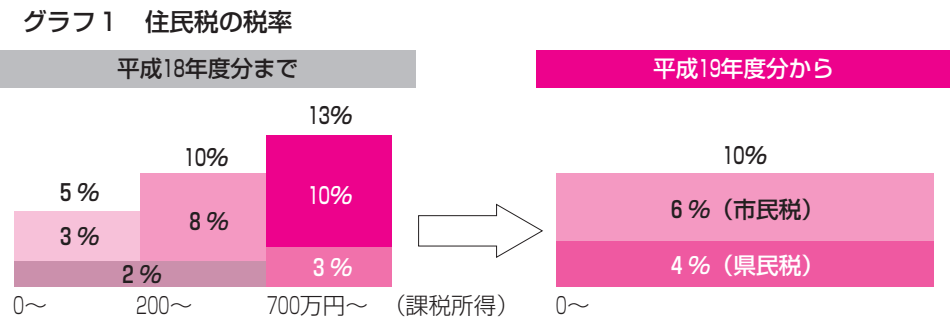
地方税法改正により 個人住民税が変わります！

税制改正により、平成十九年度以降分からの個人住民税などが大きく変わります。

今回の改正では、個人住民税の税率改正、これに伴う所得税の税率改正が実施されます。さらに、定率減税の廃止、住宅ローン減税、地震保険料控除の創設もされましたので、その内容についてお知らせします。

住民税の税率が一〇パーセントに

地方税法の改正により個人住民税(市・県民税)の税率が改正されます。個人住民税の所得割は、今まで三段階(五パーセント、一〇パーセント、一三パーセント)の累進税率(※1)でした。これが所得の多い少ないに関わらず一律一〇パーセント(個人市民税六パーセント、個人県民税四パーセント)の比例税率(※2)に改められます(グラフ1参照)。この個人住民税の所得割を一〇パーセントの比例税率に改めたことによる増額分は、所得税を現在の四段階から六段階に変更することで調整されます(グラフ2・表1参照)。



セントに引き上げた場合、所得税の税率を引き下げただけでは、税負担が増えてしまうこととなります。このことに対しては、納税者の税負担が変わらないように個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、個人住民税を減額します。これらのことから、このことに関しては納税者の負担が変わらないよう改正されています(表3参照)。

定率減税が廃止に

定率減税とは、平成十一年度税制改正において、厳しい経済状況に対応する緊急避難的な特例措置として導入されたもので、税額から一定の額を控除する措置です。この定率減税の額は、十七年度分までは所得割額(※4)の一五パーセント(※4)の一五パーセント(相当額(四万円が上限))でしたが、十八年度分は所得割額の七・五パーセント(相当額(二万円が上限))に変更されています。そして十九年度は、経済状況の改善が認められるため、定率減税は廃止されることになりました(表4参照)。

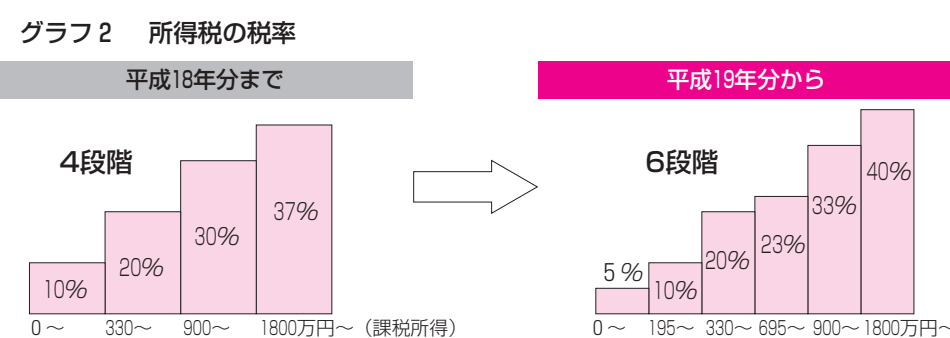


表3 所得税・住民税額の計算例

●独身者の場合

給与収入	税制改正前 (単位:円)			税制改正後 (単位:円)			負担増減額
	所得税	住民税	計	所得税	住民税	計	
200万円	64,000	38,500	102,500	32,000	70,500	102,500	0円
300万円	124,000	68,500	192,500	62,000	130,500	192,500	0円
500万円	258,000	167,000	425,000	160,500	264,500	425,000	0円
700万円	474,000	311,000	785,000	376,500	408,500	785,000	0円

●夫婦と子供二人の場合 ※子供のうち一人が特定扶養親族(16歳~22歳)に該当するものとしています。

給与収入	税制改正前 (単位:円)			税制改正後 (単位:円)			負担増減額
	所得税	住民税	計	所得税	住民税	計	
200万円	0	非課税	0	0	非課税	0	0円
300万円	0	13,000	13,000	0	13,000	13,000	0円
500万円	119,000	80,000	199,000	59,500	139,500	199,000	0円
700万円	263,000	200,000	463,000	165,500	297,500	463,000	0円

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
※住民税には、均等割4,000円(市民税3,000円、県民税1,000円)が含まれています。
※税制改正前の所得税および住民税は、定率減税額を差し引く前の金額となっています。

表1 税目および課税所得別の税率一覧

	現 行		改 正 後	
	課税所得	標準税率	課税所得	標準税率
市民税	200万円以下の金額	3%	一律	6%
	700万円以下の金額	8%		
	700万円超の金額	10%		
県民税	700万円以下の金額	2%	一律	4%
	700万円超の金額	3%		
所得税	330万円以下の金額	10%	195万円以下の金額	5%
	900万円以下の金額	20%	330万円以下の金額	10%
	1,800万円以下の金額	30%	695万円以下の金額	20%
	1,800万円超の金額	37%	900万円以下の金額	23%
			1,800万円以下の金額	33%
1,800万円超の金額	40%			

表2 所得税・住民税の人的控除額の差(例)

控除の種類	所得税控除額	住民税控除額	控除額の差
基礎控除	38万円	33万円	5万円
配偶者控除	38万円	33万円	5万円
扶養控除	38万円	33万円	5万円
特定扶養控除	63万円	45万円	18万円

個人県民税の超過課税が創設されました

県は、水源環境の保全・再生に継続的に取り組むため、水を利用する県民の皆さんに広く負担をいただきたく個人県民税の均等割と所得割に対する超過課税を実施します。この超過課税は、個人県民税だけに適用され、水源環境保全および再生のための事業のみに使われる仕組みになっています。



- 実施時期 平成19年4月1日から5年間(平成19年度分~平成23年度分)
- 税率 均等割・・・1,000円を1,300円に(300円上乗せ) 所得割・・・4%を4.025%に(0.025%上乗せ)
- 納税者一人当たりの平均負担額 年額 約950円

年収別の個人県民税負担額の状況(試算)

(単位:円)

年収額(万円)	夫婦二人の世帯				単身の世帯				
	年間負担額(A+B)	新たな負担		これまでの負担	年間負担額(C+D)	新たな負担		これまでの負担	
		A	均等割分			所得割分	C		均等割分
300	4,900	300(25)	300	0	4,600	52,200(50)	300	300	51,600
500	55,800	600(50)	300	300	55,200	106,100(75)	300	600	105,200
700	119,400	1,000(83)	300	700	118,400	164,100(108)	300	1,000	162,800
1,000	218,400	1,600(133)	300	1,300	216,800	263,100(158)	300	1,600	261,200

※年収額(収入は全て夫の給与所得とした)から夫婦二人の世帯および単身の世帯それぞれの諸控除を差し引いて所得金額を計算し、定率減税による影響を含めて、年額の負担額を算定した。()内は月額。
※夫婦二人の世帯は、子どものうち一人の年齢が16歳~22歳(特定扶養親族)として試算した。

【問い合わせ先】 大和県税事務所 ☎046(264)2811
県総務部税務課 ☎045(210)7490
担当 市民税課 ☎046(252)8007 ☎046(255)3550

平成19年度からの住民税 Q & A

Q どのように変わりますか?
A 今まで3段階(5%、10%、13%)の累進課税だった個人住民税の所得割が、所得に関わらず一律10%(個人市民税6%、個人県民税4%)の比例税率に変わります。

Q 税負担は増えますか?
A 個人住民税は増えますが、所得税の税率を変えることで税額を減らして調整するため「個人住民税+所得税」での負担は変わりません。しかし、定率減税の廃止や個人県民税の超過課税などにより、税負担は増加します。

Q いつからですか?
A 所得税と個人住民税の納付方法によって、実施時期にズレがあります。例えば、サラリーマンなど毎月の給料から税金を天引きされている方は、所得税の減少は平成19年1月の給料から、個人住民税の増加は平成19年6月の給料から、それぞれ実施されますので、税負担の減少が先行されます。
一方、事業者は、個人住民税の増加は平成19年6月から、所得税の減少は平成20年3月の確定申告から実施されますので、税負担の増加が先行されます。



市青少年創意くふう展覧会入賞者決定!

市内の小・中学生が創意工夫して作った「ちょっと便利な物」を集めた「第31回座間市青少年創意くふう展覧会」が、9月29日から10月1日まで、ハーモニーホール座間(市民文化会館)ギャラリーで開催され、期間中、多くの観覧者が訪れました。

1日には応募作品279点から選ばれた優秀作品の作者に対し表彰式が実施され、小さな発明家たちに教育長などから表彰状や記念品が手渡されました。なお、主な入賞者は下記のとおりです。

- 【特別賞】
○市長賞 菊永拓海(立野台小学校3年)
○市教育長賞 渡邊力也(東原小学校6年)
○市議会議長賞 樽林碧(栗原小学校2年)
○市商工会長賞 上原連(座間小学校1年)
○座間工業会長賞 松本拓也(中原小学校4年)
○企業(日産自動車(株)座間事業所)賞 鈴木元(中原小学校4年)

【優良賞】 岩下創(座間小学校3年)、高橋未玖(立野台小学校2年)、上野遼(中原小学校2年)、奈良優花(西中学校3年)、佐藤貴人(西中学校3年)
特別賞と優良賞の受賞作品は、11月17日(金)から19日(日)まで、横浜市の神奈川中小企業センターで開催される第65回神奈川県青少年創意くふう展覧会に出品されます。県展覧会に関するお問い合わせは、(社)発明協会神奈川県支部 ☎045(633)5055へ
担当 商工観光課 ☎046(252)7604 ☎046(255)3550



市長賞を受賞した菊永くん

座間市勤労者サービスセンター 会員募集!

市勤労者サービスセンターは、中小企業で働く人たちの福利厚生と事業所の発展援助を目的とした団体です。ホテルや旅館の利用助成やボウリング大会やスキーツアーなど楽しい催し、結婚や子どもの入学時の祝い金の給付など、さまざまな事業で皆さんの生活を応援します。事業所単位でも個人単位でも加入できますので、ぜひご入会ください。

- 【対象】
○事業所での加入の場合=市内に事業所がある中小企業の勤労者と事業主
○個人での加入の場合=市内の中小企業に勤務する勤労者と事業主、または市内在住で市外の中小企業に勤務する勤労者と事業主
- 【事業内容】
○福利厚生事業=宿泊施設の利用助成、各種チケットあっせん、バスツアーの開催
○人間ドックの費用一部助成事業
○給付事業=結婚・出産・入学の祝い金、傷病・住宅災害の見舞金、死亡弔慰金、永年勤続慰労金などの給付
○貸付あっせん事業
- 担当 市勤労者サービスセンター事務局(商工観光課内) ☎046(252)7604 ☎046(255)3550



【座間市のお知らせ】

📅 10.15

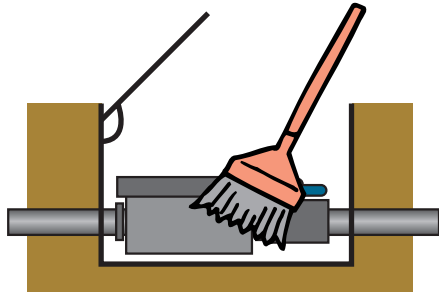
◆平成18年(2006年)10月15日発行
 ◆座間市秘書室情報推進課編集
 〒228-8566 神奈川県座間市緑ヶ丘1-1-1
 ☎046(255)1111(代) ☎046(255)3550
 URL: <http://www.city.zama.kanagawa.jp/>
 📱 : <http://www.city.zama.kanagawa.jp/m/>

水道メーターの検針にご協力を

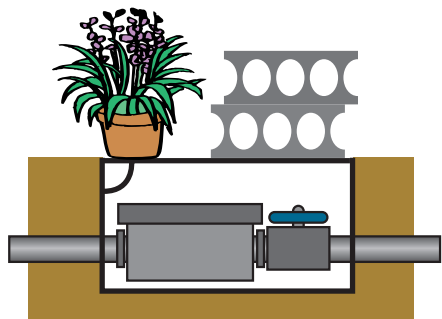
水道メーターの検針は、2カ月に1回東部地区は偶数月の上旬に、西部地区は奇数月の上旬に実施しています。検針結果は、各家庭のポストなどに投函する「使用水量のお知らせ」で確認してください。漏水していると思われるときや登録が無いまま使用しているときは、その旨を記したメモを併せて投函します。

また、次のことに注意し、メーターボックスはいつも検針しやすい状態にしておいてください。

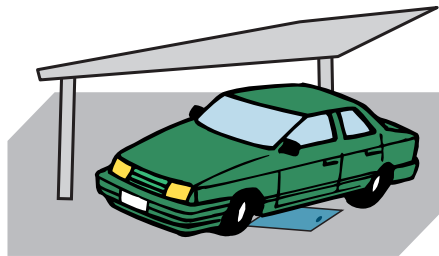
○メーターボックスの中をきれいにしておく



○メーターボックスの上に物を置かない



○家屋の増改築や造園の際に、メーターボックスが室内・床下・車庫の中などにならないようにする



○犬はメーターボックスから離れたところにつないでおく



担当 水道業務課 ☎046(252)7480 ☎046(257)4155

新鮮な農産物がいっぱい! ざま市民朝市

地元農家が生産した新鮮な野菜や、市の特産品などを販売する朝市を下記のとおり開催します。多くの皆さんの来場をお待ちしています。

※朝市は、毎月第4日曜日に開催しています。

○とき 10月22日(日) 午前7時~8時

○ところ 市役所ふれあい広場(市役所とハーモニーホール座間の間)

※雨天の場合は、市役所1階アトリウムで開催します。

○販売物 地場産野菜、農産物加工品、肉、肉加工品、花き、市指定特産品
 ※レジ袋などの見直しを通して、ごみの減量化や資源化の意識を高めてもらおうと、朝市会場では商品を持ち帰るための袋は配布しません。来場する際は、必ず買い物袋をご持参ください。

担当 農政課 ☎046(252)7601 ☎046(255)3550



うえだ こはる
上田 小暖ちゃん
H18.2.6生まれ 女
相試台2丁目



ひらつか りこ
平塚 理琴ちゃん
H18.2.9生まれ 女
東原4丁目



えんどう りお
遠藤 梨桜ちゃん
H18.3.23生まれ 女
座間2丁目



おおはし そうた
大橋 創太ちゃん
H17.9.2生まれ 男
相模が丘6丁目



たでもと るい
館本 琉生ちゃん
H18.2.24生まれ 男
ひばりが丘5丁目



なかがわ まき
中川 真希ちゃん
H17.9.14生まれ 女
相模が丘6丁目



おおはし りょう
大橋 遠ちゃん
H17.9.9生まれ 男
緑ヶ丘1丁目



たかなし ももえ
高梨 百恵ちゃん
H18.2.28生まれ 女
相模が丘5丁目

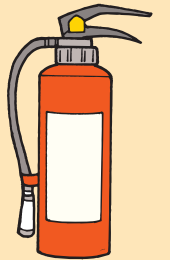
こんにちは
赤ちゃん



消火器で火災も防ぼう!

ご家庭に消火器を

消火器は、もっとも身近な消火器具です。最近では、従来からあるホースとレバーが付いた消火器のほか、レバーのみのタイプのものやエアゾール式の簡易消火用具など、どなたにでも簡単に扱うことができるものが数多く開発されています。「いざ」というときのため、皆さんのお住まいにも消火器や簡易消火用具を備えておくことをお勧めします。



また、住宅用消火器や簡易消火用具には、火災の適応表示が図で示されていますので、皆さんのお住まいや生活に適応したものを選びましょう。

なお、一般家庭には消火器を設置する法的義務はありません。**悪質な訪問販売など**にはご注意ください。

消火器取扱い訓練を実施します

消火器の機能を十分に発揮するためには、取扱い方法を訓練しておくことが必要です。市防火安全協会と市消防本部では、市民の皆さんに消火器の操作技術を習得していただくために、下記のとおり消火器取扱い訓練を実施します。会場には「煙体験ハウス」を設置しますので、煙の中での行動を実際に体験することもできます。多くの皆さんのご参加をお待ちしています。



○とき 11月1日(水) 午後1時30分~4時

※雨天の場合は、11月2日(木)に延期

○ところ 相模川スポーツ広場

○参加費 無料

○申込方法 10月23日(月)までに電話で担当へ

担当 消防本部予防課 ☎046(256)2213 ☎046(256)2215

市議会新役員決まる!

議長に小川氏、副議長に池田氏

市議会では、9月28日の第3回定例会において議長に小川成男氏、副議長に池田徳晴氏を選出しました。両氏の略歴は次のとおりです。

担当 議会事務局 ☎046(252)8872 ☎046(252)8557

◆小川成男氏(70歳)



▽市議2期目。市議会副議長、市民経済常任委員会、建設水道常任委員会の各委員長などを歴任。

◆池田徳晴氏(57歳)



▽市議3期目。教育福祉常任委員会、基地対策特別委員会の各委員長などを歴任。

市助役に中戸川達夫氏が就任



安川博真前助役の任期満了に伴い、後任に10月1日付けで前収入役の中戸川達夫氏が就任しました。

中戸川氏は、昭和46年から34年間神奈川県に奉職された後、平成17年4月から市収入役を務めていました。

なお、中戸川助役の任期は4年間です。

担当 秘書課 ☎046(252)7544 ☎046(255)3550